

介護老人保健施設短期入所療養介護
(介護予防短期入所療養介護)

重要事項説明書 (利用約款)

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ことぶき（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。
- 6 利用者（身元引受人）の都合により、極度額を超える見込みがある場合は利用者（身元引受人）と当施設との協議の上、極度額を再設定する場合があります。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の故意・過失と認められる事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の故意・過失と認められる事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

平成 24 年 6 月 16 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正

<別紙1>

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス

介護老人保健施設 ことぶき

あなたに対する介護保険施設サービス提供に当たり、介護保険法に関する厚生省令第40号第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団 圭泉会
主たる事業者の所在地	旭川市東旭川町下兵村252番地
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 直江 寿一郎
電話番号	0166-36-1559

2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 ことぶき
施設の所在地	旭川市東旭川町上兵村35番地5
管理者の氏名	河野 賢司
電話番号	0166-36-1940

3 施設の目的と運営の方針

施設の目的	要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な短期入所療養介護を提供することを目的とする。
運営の方針	（1）施設の従業者は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、利用者の立場に立った短期入所療養介護を提供する。 （2）居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

4 施設の概要

（1）建物

建物	構造	鉄筋コンクリート造り7階建て(内1、2、3階部分)
	延床面積	4,993平方メートル
	入所定員	100名（うち認知症専門棟 50名）

（2）居室（療養室）

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	12室	155.95㎡	13.00㎡
2人部屋	12室	197.44㎡	8.23㎡
4人部屋	16室	542.92㎡	8.48㎡

（3）主な設備

設備の種類	数	面積	備考
診察室	2	32.76㎡	2階・3階
食堂	2	203.2㎡	2階・3階
談話ホール	14	384.03㎡	2階・3階
機能訓練室	1	138.41㎡	1階
一般浴室	2	51.93㎡	2階・3階
特殊浴室	2	16.13㎡	2階・3階
洗面・トイレ	32	217.51㎡	2階・3階
サービスステーション	2	138.71㎡	2階・3階
洗濯室	4	28.63㎡	2階・3階
乾燥室	4	32.41㎡	2階・3階
汚物室	2	8.65㎡	2階・3階

5 職員体制

職種	員数	
医師(施設長)	1名以上	
薬剤師	0.3名以上	(非常勤)
看護職員	9.6名以上	
介護職員	23.8名以上	
介護支援専門員	1名以上	
支援相談員	1名以上	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1名以上	(通所リハビリ兼務)
管理栄養士	1名以上	
事務員	1名以上	

6 通常の事業実施地域

旭川市、東神楽町、東川町、当麻町

7 施設サービスの概要と利用料(法定代理受領を前提としています。詳細は別紙にてご説明致します。)

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内容	自己負担額
食事	食事時間 ・朝食 8時00分～ ・昼食 12時00分～ ・夕食 18時00分～ *できるだけ離床して食堂でお食べ下さい。 *食べられないものやアレルギー等がある場合は事前にご相談ください。	(食材費) 別紙2参照
医療・看護	利用者の病状に合わせた医療・看護を提供します。医師による定期診察は、週に1度行います。それ以外でも必要がある場合には適時診察しますので、職員等にお申し付けください。ただし、当施設で行えない処置(透析等)や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。	介護保険負担割合証に応じて割合が変更になる場合があります。
機能訓練	理学(作業)療法士による機能訓練をあなたの状況に合わせて行います。	
排泄	利用者の状況に合わせた排泄介助を行います。	
入浴・清拭	入浴は週2回となっています。 事情により入浴ができない場合はタオルで体をお拭きします。	
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	
レクリエーション	各種レクリエーション、行事を用意しています。 参加されるか否かは任意です。	
送迎	ご希望により専用車両による送迎を実施します。	
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。	

(3) 介護保険給付外サービス

種別	内容	自己負担額
日用品費	ご利用者、ご家族の同意を確認の上、提供いたします ・バスタオル、フェイスタオル、オシボリ ・シャンプー、ボディソープ、アガリユローション	100円(1日)
特別な室料	1人部屋	500円(1日)
	2人部屋	200円(1日)

* その他、日常生活に必要な物品(ただし、オムツを除きます。)につきましては、入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

* 施設の医師で対応できる医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設で対応できない処置や手術、及び病状の著しい変化に対する医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

8 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 回生会 大西病院
所在地	旭川市4条通11丁目右3号
電話番号	0166-26-2171
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、胃腸科、肛門科、

医療機関の名称	医療法人社団 圭泉会 旭川圭泉会病院
所在地	旭川市東旭川町下兵村252番地
電話番号	0166-36-1559
診療科	精神科、児童・思春期精神科、心療内科、内科、ペインクリニック内科

医療機関の名称	医療法人社団 慈成会 東旭川病院
所在地	旭川市東旭川町下兵村254番5
電話番号	0166-36-2240
診療科	内科、消化器内科、心療内科(もの忘れ外来)、リハビリテーション科

医療機関の名称	医療法人社団 礼愛会 小倉歯科医院
所在地	旭川市東旭川南1条4丁目4番6号
電話番号	0166-36-4884
診療科	歯科

9 非常災害時の対策

平常時の訓練	①防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難) …… 年1回以上 ②入所者を含めた総合訓練 …… 年1回以上 ③非常災害用設備の使用法の徹底 …… 随時
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、ガス漏れ報知器、誘導等、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、カーテン・布団等は防火性能のあるものをしております。

10 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

面会	・面会時間 9時～19時 ・来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 (面会用紙は受付にご用意しております。)
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰所日時を職員に届け出てください。 (外出・外泊用紙はサービスステーションにご用意しております。)
居室・設備・備品の利用	施設内の居室や設備、備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は堅くお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持金品の管理	利用者、ご家族にて管理をお願いします。 金銭の自己管理が困難な方は、事務にてお預かりさせていただきます。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

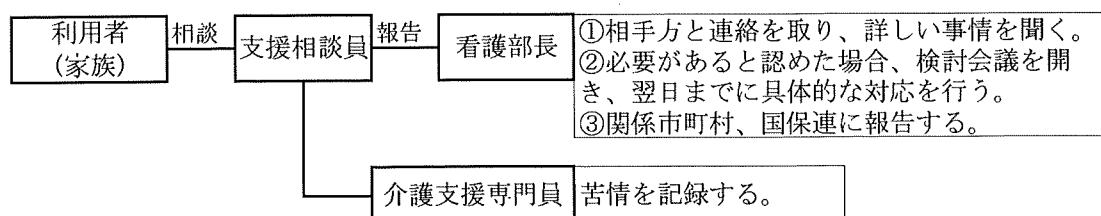
11 事故発生時の対応

当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。サービスの提供に伴って、事業者の故意・過失と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、利用者の損害を賠償します。

12 A 苦情等申し立て窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問・苦情がございましたら、当施設支援相談員、関係市町村及び国保連(国民健康保険団体連合会)までお気軽にご相談ください。
旭川市(0166-26-1111)、国保連(011-231-5161)

B 苦情処理の手順



短期入所(予防)療養介護サービス料金表

(令和6年8月1日改定)

多床室

※日額・1割

介護度	基本型	居住費	食費	合計
要支援1	613	437	1,445	2,495
要支援2	774	437	1,445	2,656
要介護1	830	437	1,445	2,712
要介護2	880	437	1,445	2,762
要介護3	944	437	1,445	2,826
要介護4	997	437	1,445	2,879
要介護5	1,052	437	1,445	2,934

個室

※日額・1割

介護度	基本型	居住費	食費	合計
要支援1	579	1,728	1,445	3,752
要支援2	726	1,728	1,445	3,899
要介護1	753	1,728	1,445	3,926
要介護2	801	1,728	1,445	3,974
要介護3	864	1,728	1,445	4,037
要介護4	918	1,728	1,445	4,091
要介護5	971	1,728	1,445	4,144

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は多床室ご利用で居住費が〈第1段階〉0円 〈第2段階〉430円 〈第3段階〉430円(日額)に減額されます。
食費が〈第1段階〉300円 〈第2段階〉600円 〈第3段階〉①1,000円②1,360円(日額)に減額されます。
介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は個室ご利用で居住費が〈第1段階〉550円 〈第2段階〉550円 〈第3段階〉1,370円(日額)に減額されます。
食費が〈第1段階〉300円 〈第2段階〉600円 〈第3段階〉①1,000円②1,360円(日額)に減額されます。
※上記は1割負担の料金になります。介護保険負担割合証に応じて割合が変更になる場合があります。
※食費負担額1,445円の内訳は朝食445円・昼食500円・夕食500円となります。

<加算料金:加算料金は、該当される方のみ対象となります>

	加算算定名	金 額 (1割)	加算算定に当たっての根拠、または要件等
	認知症ケア加算	76円/日	認知症専門棟ご利用の方の場合
	個別リハビリテーション実施加算	240円/日	理学療法士作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
	送迎加算(片道)	184円/回	自宅と事業所間の送迎を行った場合
	緊急短期入所受入加算 (利用開始から起算して7日間を限度) (やむを得ない事情がある場合は14日間を限度)	90円/日	利用者の状態やご家族の事情により介護支援専門員が短期入所療養介護を必要と認めた場合。また居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合
	緊急時施設療養費 (月に1回、連続する3日間を限度)	518円/日	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった場合に緊急的な治療管理として投薬・注射・検査・処置等を行った場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	51円/日	基本型を算定中に在宅復帰に関して一定の取り組みをした場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上配置の場合。勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
	夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤を行う看護・介護職員が2名を超えて配置の場合
	療養食加算	8円/回	医師や管理栄養士の管理の下、心身の状況により適切な食事の提供を行った場合
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	個人別	所定単位数にサービス加算率(7.5%)を乗じた単位数 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)
	緊急時治療管理 (月に1回連続する3日間を限度)	518円/日	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった場合に、緊急的な治療管理として、投薬・注射・検査・処置等を行った場合

<その他利用料金>

	項目	料金	備考
1	日用品費	100円/日	タオル、入浴用品等
2	特別な室料(個室)	500円/日	2階入所の場合のみ
3	特別な室料(2人部屋)	200円/日	2階入所の場合のみ
4	クリーニング代	実費	ご希望の方には料金表をお渡ししております。契約は個別にお願い致します

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 ことぶき

介護老人保健施設ことぶきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、
お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

I. 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

1. 当施設が利用者等に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ①入退所等の管理
 - ②会計・経理
 - ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護・医療サービスの向上

II. 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

1. 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ③検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ④家族等への心身の状況説明
2. 介護保険事務のうち
 - ①保険事務の委託
 - ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

I. 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

1. 当施設の管理運営業務のうち
 - ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ②当施設において行われる学生の実習への協力
 - ③当施設において行われる事例研究
 - ④当施設において行われる行事等の発表掲示（撮影した写真等の掲示も含む）

II. 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

1. 当施設の管理運営業務のうち
 - ①外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設短期入所療養介護
(介護予防短期入所療養介護)利用同意書

介護老人保健施設ことぶきを入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

〈利 用 者〉

住所

氏名 ⑩

〈利用者の身元引受人〉

住所

氏名 ⑩

電話番号

〈利用者の連帯保証人〉

住所

氏名 ⑩

電話番号

介護老人保健施設ことぶき

管理者 河野 賢司 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	続柄()
住所	〒
電話番号	
(携帯電話)	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

氏名	続柄()
電話番号	
氏名	続柄()
電話番号	
氏名	続柄()
電話番号	
氏名	続柄()
電話番号	